

福島県ギャンブル等依存症対策推進計画の概要

1 位置づけ

「ギャンブル等依存症対策基本法」第13条第1項に規定される「都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画」として策定するもの

2 計画の期間

令和6年度から令和10年度までの5か年計画とする

3 目標

ギャンブル等依存症により不幸な状況に陥る人がなく、誰もが健康で安心して暮らすことができる社会の実現

4 計画の構成

第1章 計画策定の趣旨等

計画策定の趣旨、位置づけ、期間、ギャンブル等依存症の定義

第2章 福島県の現状と課題

福島県のギャンブル等の環境に関する状況、ギャンブル依存症等の状況、支援体制、ギャンブル等依存症に起因する問題の状況

第3章 計画の基本的考え方及び具体的取組み

基本理念、基本的な方向性、具体的な福島県の施策、関係事業者の取組み

第4章 推進体制

推進体制、進行管理

5 計画の概要

基本理念	○発症、進行、再発の各段階に応じた適切な対策を実施し、当事者及びその家族への支援を行う			
	○密接に関連する多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の関連施策と有機的な連携を図る			
○医療や相談支援の体制整備において、アルコール健康障害や薬物依存症等関連施策との連携を図る				
基本的方向性	予防教育・普及啓発	相談、治療、回復のための支援体制の充実	連携協力体制の構築及び人材の育成、確保の推進	多重債務問題・犯罪防止等への取組み
	・依存症に対する正しい知識の普及啓発や教育の推進	・当事者及び家族からの相談対応	・医療、福祉、司法、行政、民間団体等を含めた関係機関の連携	・多重債務問題解決に向けた支援や違法なギャンブル等への取り締まり強化
	・近年、オンラインゲームに親しむこどもが増えていることから、インターネットの適切な付き合い方や正しく安全に情報を活用できる能力の育成等	・相談窓口職員のスキル向上 ・相談支援体制の構築や専門医療機関の指定等	・依存症相談拠点を中心とする相談支援体制づくりと研修実施等	・弁護士や司法書士による無料相談会や適切な関係機関への橋渡し等